

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年12月8日(水)15時30分～17時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

真田安全審査官、本多主任安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

高速炉サイクル研究開発センター燃料材料開発部 次長 他11名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年9月24日付けで申請のあった核燃料物質使用変更許可申請書について、事実確認を行うとともに、原子力規制庁より以下の点を指摘した。

○廃止する照射燃料試験施設の廃液処理施設及び廃液輸送管については、これまでの使用実績がないとの説明であるが、当該設備を設置した経緯、当該設備を廃止しても問題はないことを整理して説明すること。

○固体廃棄物前処理施設が受け入れる放射性廃棄物の種類及び発生する気体状の放射性物質の種類について整理し、排気筒のヨウ素モニタ及びガスモニタを廃止しても問題はないことを説明すること。

○廃止する照射材料試験施設及び第2照射材料試験施設のグローブボックス等については、今後、放射性同位元素のみを使用する設備としているが、核燃料物質使用施設の廃止に伴う汚染検査として、核燃料物質による汚染ではないことを確認する手段として妥当であることを説明すること。

(2) 原子力機構から、指摘については今後説明する旨の発言があった。

6. 提出資料

○日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請等について 照射燃料試験施設(AGF)における核燃料物質の使用等の終了に関する記載の見直し等

○日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請等について